動物の遺棄・虐待は犯罪です。

罰則が強化されました。

●愛護動物を殺傷した場合
5年以下の**懲役**または
500万円以下の**罰金**

●愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の**懲役**または
100万円以下の**罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条　愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処する。

2　愛護動物をみだりに、みだりに、その身体に苦痛を与えるおそれのある暴行を加え、または傷を負わせることのないようにすること。みだりに、長時間、または繰り返しその飼養及び保管を怠ることにより、その愛護すべきものを衰弱させること、または傷を負わせること、または疾病にかかり、または負傷したその愛護すべきものを遺棄し、または保護のための適切な措置をとらないこと、または他の者に対し、みだりに、その愛護すべきものを殺すことを教唆し、または幇助した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

3　愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

※平成25年度現在のものです。

環境省　警察庁